

赤道原則運用ガイドライン

2018年4月策定

2021年4月改定

三井住友信託銀行

目次

1 はじめに	3
1.1 赤道原則に係る当社の基本方針	3
1.2 赤道原則採択の背景	3
1.3 本ガイドラインの位置づけ	4
2 赤道原則について	5
2.1 適用範囲	5
2.2 適用指針（アプローチ）	6
2.3 赤道原則	6
原則 1：レビュー、およびカテゴリー付与	6
原則 2：環境・社会アセスメント	7
原則 3：適用される環境・社会基準	8
原則 4：環境・社会マネジメントシステムと赤道原則アクションプラン	8
原則 5：ステークホルダー・エンゲージメント	8
原則 6：苦情処理メカニズム	10
原則 7：独立した環境・社会コンサルタントによるレビュー	10
原則 8：誓約条項（コベナンツ）	11
原則 9：独立した環境・社会コンサルタントによるモニタリングと報告の検証	11
原則 10：情報開示と透明性 顧客に対して求める情報開示要件	12

1 はじめに

1.1 赤道原則に係る当社の基本方針

大規模なインフラおよび産業に係わるプロジェクトは、人および環境に負の影響を及ぼす可能性がある。三井住友信託銀行は、金融機関という役割を通じて責任ある環境管理と人権尊重を含めた社会的に責任ある開発を推進する重要な役割を担っていると認識している。当社は、赤道原則に則ったデューデリジェンスを実施することで継続的に顧客と協力して、持続可能な環境および社会の発展を促進し、より進化した金融、環境および社会的成果をもたらすことを目指している。赤道原則に則ったデューデリジェンスを実施することは、当社と顧客、その他の利害関係者に大きな恩恵をもたらすものと考えている。

当社は、気候変動問題、生物多様性および人権の重要性を認識しており、プロジェクトがもたらす生態系・地域社会・気候への負の影響は、可能な限り回避されるべきであると信じる。もしこれらへの負の影響が回避できないのであれば、それらは最小化され、緩和され、またはオフセットされなければならない。

当社は、顧客が赤道原則を遵守しない、または遵守出来ないプロジェクトに対してはプロジェクトファイナンスもしくはプロジェクト紐付きコーポレートローンを提供しない。プロジェクトの初期段階で提供されるブリッジローンとプロジェクトファイナンスアドバイザリーサービスの場合、当社は顧客が赤道原則を遵守する意向を表明することを求める。

1.2 赤道原則採択の背景

三井住友トラスト・グループでは「サステナビリティ方針」のもとに「環境方針」「人権方針」等を定めており、持続可能な社会の構築を目指すと共に、国際基準のESGリスクマネジメント体制の一層の強化に取り組んでいる。三井住友信託銀行は鉱山開発、石油・ガス開発、発電所、石油化学プラント、インフラ整備などの大規模プロジェクトへのファイナンスが間接的に自然環境や地域社会に負の影響を与える可能性があるという認識を持っている。また、環境問題や社会問題を原因としてプロジェクトが中断した場合の貸出債権の価値が劣化するリスクを回避・低減することも健全な金融機関としての責務と考えている。

当グループのサステナビリティに関する重要課題（マテリアリティ）の特定の結果、投融資先への環境・社会影響への対応の重要性が明らかになったため、プロジェクトファイナンスの与信判断プロセスに民間金融機関のグローバルスタンダードとなっている赤道原則に基づくリスクマネジメントの手順を組み込む必要があると判断し、2016年2月に赤道原則を採択した。

1.3 本ガイドラインの位置づけ

本ガイドラインは、赤道原則に対する当社の基本方針を示すとともに、2013年6月および2020年7月（当社では2020年10月より4次改定を織り込んだ赤道原則を適用）に改定された赤道原則のもとでの当社の同原則に係る運用方法を示すものである。当社は、自社ホームページにて年に1回、赤道原則適用実績を公表しているが、当社ホームページ利用者が当社の赤道原則に係る活動を理解頂くことに資することを目的として本ガイドラインを策定しホームページ上での公表を行うものである。

2 赤道原則について

2.1 適用範囲

- ✓ 赤道原則は、全ての国・地域、かつ全ての産業セクターが適用対象である。
- ✓ 当社は、新規プロジェクトに関する以下の金融商品・業務に対して赤道原則を適用する。
 1. プロジェクトファイナンスアドバイザーサービス（以下、FA 業務）で、プロジェクト総額が 1,000 万米ドル以上の全ての案件。
 2. プロジェクトファイナンスで、プロジェクト総額 1,000 万米ドル以上の全ての案件。
 3. プロジェクト紐付きコーポレートローン（以下、PRCL）（バイヤーズクレジット型の輸出金融を含む）で、以下 3 つの条件を全て満たす場合。但し、国、地方政府、政府省庁向け貸出についてはカテゴリーA とカテゴリーB のうち必要とされるもののみを適用対象とする。
 - i. 借入額の過半が、顧客が当該プロジェクトの実質的な支配権を直接的または間接的に有する単一のプロジェクト関連向けである。
 - ii. 総借入額および当社コミット額（シンジケーション組成もしくはセルダウン前）が 5,000 万米ドル以上。
 - iii. 貸出期間が 2 年以上。
 4. ブリッジローン。貸出期間 2 年未満の融資で、上記条件を満たすプロジェクトファイナンス、もしくは PRCL によってリファイナンスされることを意図したもの。
 5. プロジェクト紐付きリファイナンスおよびプロジェクト紐付き買収ファイナンス。以下3つの条件を全て満たす場合。
 - i. 当該プロジェクトが過去に赤道原則フレームワークに基づいて融資されている。
 - ii. プロジェクトの規模あるいは目的の重大な変更が無い。
 - iii. 融資契約書の調印時点でプロジェクトが完工していない。
- ✓ 当社は赤道原則を遡及適用しない。しかし、既存設備の拡張・改修によって、事業規模が変更になり、環境・社会に対する重大なリスクと影響を生み出す可能性があるプロジェクトや、既存影響の性質や程度が大きく変わる可能性があるプロジェクトについては、当社は赤道原則を適用する。
- ✓ 以下与信については、当社は赤道原則の適用対象外とする。
 - 一般運転資金
 - 一般資金
 - アセットファイナンス
 - サプライヤーズクレジット

- ヘッジ取引
- リース
- L/C

2.2 適用指針（アプローチ）

プロジェクトファイナンスおよびPRCL

- ✓ 当社は原則として、原則 1～10 の要件を満たす案件にのみ、プロジェクトファイナンスおよび PRCL を提供する。

プロジェクト紐付きリファイナンスおよびプロジェクト紐付き買収ファイナンス

- ✓ 当社は、全ての既存の環境社会関連の責務が、新しい融資契約書にも継続的に反映されるよう合理的な措置を講じる。

FA 業務およびブリッジローン

- ✓ 当社が顧客に FA 業務もしくはブリッジローンを提供する場合、当該プロジェクトに関して顧客に赤道原則を適用する必要があることを認識してもらい、赤道原則の内容を理解し、赤道原則の要求事項を満たす意思を表明するよう求める。
- ✓ 原則 1 においてカテゴリーA またはカテゴリーB を付与されたプロジェクト向けのブリッジローンについては、該当する場合は以下の要件が適用される。
 - プロジェクトが調査段階で、貸出期間中に環境・社会への影響が生じないと見込まれる場合、当社は顧客が環境・社会アセスメントを実施することを確認する。
 - アセスメント文書が作成済みで、プロジェクトが貸出期間中に実際に始まると見込まれる場合、当社は必要に応じて、顧客が独立した環境・社会コンサルタントを指名し、原則 7 に定める独立したレビューを開始するための業務範囲の設定を検討する。

2.3 赤道原則

原則 1：レビュー、およびカテゴリー付与

- ✓ プロジェクトに対する融資を打診された場合、当社は所定のチェックリストを使用の上、そのプロジェクトにカテゴリー（A、B、C）を付与する。カテゴリーは、人権、気候変動、生物多様性関連も含めた潜在的な環境・社会に対するリスクと影響の大きさに応じて、社内の環境・社会レビューおよびデューデリジェンスの一環として付与される。
- ✓ カテゴリー付与により、当社の環境・社会影響レビューは、プロジェクトの性質、規模、段階、および環境・社会に対するリスクと影響の大きさに見合ったものとなる。
- ✓ 当社は、顧客から入手した環境・社会影響評価書や外部専門家による調査報告書等にもとづき環境・社会影響レビューを実施し、その結果を踏まえ最終カテゴリー判定を実施する。

- ✓ カテゴリーは、以下の3区分に分類される。

カテゴリー	定義
A	環境・社会に対して重大な負の潜在的リスク、または、影響を及ぼす可能性があり、そのリスクと影響が多様、回復不能、または前例がないプロジェクト。
B	環境・社会に対して限定的な潜在的リスク、または、影響を及ぼす可能性があり、そのリスクと影響の発生件数が少なく、概してその立地に限定され、多くの場合は回復可能であり、かつ、緩和策によって容易に対処可能なプロジェクト。
C	環境・社会に対しての負のリスク、または、影響が最小限、または全くないプロジェクト。

原則 2：環境・社会アセスメント

- ✓ カテゴリーA もしくはカテゴリーB を付与された全てのプロジェクトについて、当社は顧客から入手した環境・社会影響評価書や外部専門家による調査報告書等のアセスメント文書にもとづき、環境・社会影響レビューを実施する。
- ✓ アセスメント文書は、顧客・コンサルタント・外部専門家のいずれかによって作成されるかに係わらず、環境・社会に対するリスクと影響を適切に、正確に、客観的に評価・提示する。カテゴリーA のプロジェクトと、カテゴリーB のうち必要と判断されるプロジェクトについてのアセスメント文書には、環境・社会影響評価書（Environmental and Social Impact Assessment：ESIA）が含まれる。アセスメント文書に含まれる情報が不十分な場合、さらなる専門的な調査が必要となる場合もある。さらに、特定のハイリスクとみられる状況下では、顧客は、アセスメント文書に加えて、固有の人権課題についてデューデリジェンスを行うのが適切な場合もある
- ✓ 当社は、（1）全てのカテゴリーA と、カテゴリーB のうち必要とされるプロジェクトについては、顧客に TCFD（Task Force on Climate-related Financial Disclosure 気候関連財務情報開示タスクフォース）で定義される物理的リスクの検討を求める。
（2）温室効果ガス排出量が CO₂ 換算で年間 10 万トン超になると見込まれるプロジェクトについては、顧客に TCFD で定義される移行リスクの検討および代替案分析の実施を求める。代替案分析とは、プロジェクトの設計・建設・操業の各期間を通してプロジェクト関連の温室効果ガス排出量を削減する、技術的・採算的に実行可能で費用対効果の高い選択肢について評価することである。
- ✓

原則 3：適用される環境・社会基準

- ✓ 当社は、すべてのプロジェクトがプロジェクト所在国の環境・社会問題関連の法規制および許認可を遵守することを確認する。
- ✓ 当社は、すべてのカテゴリーA またはカテゴリーB を付与されたプロジェクトについて、それぞれの原則を満たしているかを確認する。
- ✓ 当社は、必要に応じて独立した環境社会コンサルタントの助言に依拠しながら、プロジェクトの適用基準の遵守について評価する。適用すべき環境・社会基準を決定するために、プロジェクト所在国が赤道原則協会の定める指定国に該当するか否か確認する。
- ✓ 当社の環境・社会影響レビューにおいては、以下を確認する。
 1. 「指定国以外の国」に立地するプロジェクト：プロジェクトが IFC パフォーマンススタンダードおよび世界銀行グループの環境・衛生・安全（EHS）ガイドラインの基準を満たしているかを所定のチェックリストを用いて確認する。
 2. 「指定国」に立地するプロジェクト：プロジェクトがその国の環境・社会関連法規制、許認可などを遵守していることを確認する。
- ✓ アセスメントのプロセスは、当社が納得できるように、そのプロジェクトが適用基準を遵守しているか、あるいはその基準から乖離する場合、当社が許容できる範囲におさまっていることを確認する。当社は自社の判断において追加的な基準を適用することができる。
- ✓ 指定国以外の国に所在するプロジェクトでカテゴリーA が付与された案件については、可能な限り現地実査を実施する。
- ✓ 可能な範囲で、プロジェクトおよび借入人、事業者などの環境・社会に係る外部情報を確認する。ネガティブ情報がある場合、可能な範囲でその事実関係、今後の見通し等を確認する。

原則 4：環境・社会マネジメントシステムと赤道原則アクションプラン

- ✓ カテゴリーA もしくはカテゴリーB を付与された全てのプロジェクトについて、当社は顧客に対し、環境・社会マネジメントシステムを構築し、維持運用することを求める。さらに当社は顧客に、アセスメントのプロセスによって提起された課題に対し、適用基準の遵守に必要な対策を導入するための環境・社会マネジメントプランの作成を求める。対応策を施しても、原則 3 で定める適用基準を満たしていないと当社が判断した場合、当社は顧客に赤道原則アクションプラン（以下、EP アクションプラン）の作成を求める。EP アクションプランは、適用基準との乖離及び適用基準を満たすための顧客のコミットメントをまとめたものである。

原則 5：ステークホルダー・エンゲージメント

- ✓ カテゴリーA もしくはカテゴリーB を付与された全てのプロジェクトについて、当社

は顧客により、影響を受ける地域社会、労働者および必要に応じてその他のステークホルダーに対して、効果的なステークホルダー・エンゲージメントを体系的にかつ文化的に適切な方法で継続的に実施されていることを確認する。

- ✓ 影響を受ける地域社会に対して大きな負の影響を与える可能性があるプロジェクトについて、当社は顧客が影響を受ける地域社会に対して、十分な情報を提供した上での協議と参画を実施していることを確認する。
- ✓ 当社は、影響を受ける地域社会および他のステークホルダーが、アセスメント文書を現地語で文化的に適切な方法で容易に入手できるか確認する。
- ✓ 当社は、顧客が合意されたすべての対策を含むステークホルダー・エンゲージメントのプロセスの結果を、記録していることを確認する。
- ✓ 当社は、環境・社会に対するリスクと負の影響があるプロジェクトの情報が、アセスメントの初期段階、遅くともプロジェクトの建設が始まる前には開示されていることを確認する。
- ✓ 当社は、プロジェクトの影響を受ける地域社会の中で、先住民族は脆弱な立場にある可能性があることを認識する。プロジェクトの影響を受ける先住民族に対し、十分な情報提供を受けた上での協議と参画が実施されていることを確認する。それらのプロジェクトはプロジェクト所在国の先住民族の権利と保護にかかる当該国の法律、および当該国が国際法に則り履行する義務を負う法律を遵守しなければならない。IFCパフォーマンススタンダード第7項の13~17節は、次のいずれかに該当する場合、先住民族の自由意思による、事前の十分な情報に基づく同意（Free, Prior and Informed Consent：FPIC）が求められる特別な状況としている。
 - ・ 先住民族が伝統的に領有、または、慣習的に使用している土地と自然資源に対する影響があるプロジェクト
 - ・ 伝統的に領有、または、慣習的に使用している土地と自然資源からの先住民族の移転を必要とするプロジェクト
 - ・ 先住民族のアイデンティティにとって不可欠な重要な文化遺産に著しい影響があるプロジェクト
 - ・ 商業的な目的で彼らの文化遺産を使用するプロジェクト
- ✓ 上記のような特別な状況下にあるプロジェクトにおいて、適格な独立したコンサルタントが、先住民族とのコンサルテーションプロセスとその結果を、所在国の法律およびIFCパフォーマンススタンダード第7項の要求事項に照らして評価することを求める。
- ✓ 所在国政府がステークホルダー・エンゲージメント（先住民族に対するものを含む）に責任を負っている場合、IFCパフォーマンススタンダード第7項の要求事項に沿った結果を達成できるよう、当社は、顧客が活動の計画・実行・モニタリング期間におい

て、管轄する政府機関に許される範囲内で当機関と協働することを求める。

- ✓ IFCパフォーマンススタンダード第7項のコンサルテーションの要求事項を満たす、誠意ある交渉が実施され、記録されたものの、FPICの取得が明確でない場合、当社は、コンサルタントからの助言も考慮に入れ、IFCパフォーマンススタンダード第7項からの乖離が許容できる範囲に収まっているか、また顧客が乖離を埋めるための追加的な是正措置を取るべきかを判断する。

原則6：苦情処理メカニズム

- ✓ 全ての 카테고리A のプロジェクトおよび 카테고리B プロジェクトのうち、環境・社会影響レビューの結果、必要と判断されるプロジェクトについて、当社は、顧客の環境・社会マネジメントシステムの一環として、苦情処理メカニズムが構築されていること、および以下要件を満たしているかを確認する。
 - 苦情処理メカニズムは、プロジェクトのリスクと負の影響の度合いに応じて構築され、影響を受ける地域社会および労働者が主たる利用者となること。
 - 苦情処理メカニズムは、分かりやすく透明性があり、文化的に適切な協議を通じて、問題が速やかに解消されるものであること。
 - 誰でも簡単に利用でき、費用がかからず、問題や懸念を表明した者が報復されることがないこと。
 - 司法または行政による救済措置を利用することの妨げとならないものであること。
 - 顧客は、影響を受ける地域社会及び労働者に対し、ステークホルダー・エンゲージメントのプロセスの一環としてこのメカニズムについて周知していること。

原則7：独立した環境・社会コンサルタントによるレビュー

- ✓ プロジェクトファイナンスおよびPRCLの場合、全ての 카테고리A のプロジェクトおよび 카테고리B プロジェクトのうち、環境・社会影響を勘案、必要と判断されるプロジェクトについて、赤道原則の遵守状況を評価するために、顧客と直接関係のない独立した環境・社会コンサルタントが、環境・社会マネジメントシステム、ステークホルダー・エンゲージメントのプロセスを記録した文書等を含むアセスメント文書を評価した報告書にもとづき、当社は赤道原則の必要条件が充足されているかを判断する。また、独立した環境・社会コンサルタントは、プロジェクトが赤道原則を遵守できるような適切な赤道原則アクションプランを提案するか、見解を示す。あるいは適用基準から乖離する場合、許容できる範囲に収まっていることを指摘する。コンサルタントは、プロジェクトに関連する環境社会リスクおよび影響の評価に関する専門性を証明できなければならない。

- ✓ カテゴリーB のプロジェクトについては、当社は独立した環境・社会コンサルタントによるレビューが必要か、あるいは社内的なレビューで十分かどうかを決定する。またこの決定に際し、国際開発金融機関、あるいは OECD の ECA（輸出信用機関）がデューデリジェンスを実施している場合、その結果を考慮に入れることができるものとする。

原則 8：誓約条項（コベナンツ）

- ✓ 当社は、全てのプロジェクトにおいて、顧客が環境・社会に関するコベナンツを遵守していない場合、コベナンツの遵守を回復するよう、改善策について顧客と協力する。また、顧客が、合意された猶予期間中に、コベナンツの遵守を回復できない場合、当社は、適切だと判断した場合は、期限の利益の喪失の通知を含む、改善策を取る権利を保持する。

プロジェクトファイナンスとPRCLの場合

- ✓ 当社は、顧客が環境・社会関連法規制、許認可を全ての重要項目において遵守することを融資契約書に盛り込む。
- ✓ さらに、カテゴリーA もしくはカテゴリーB を付与された全てのプロジェクトについて、当社は以下のコベナンツを融資契約書に盛り込む。
 - (a) プロジェクトの建設と操業期間を通じて、顧客は全ての重要事項に関し、適用される場合は環境・社会マネジメントプランおよび EP アクションプランを遵守する。
 - (b) 顧客は、社内スタッフまたは第三者の専門家によって作成される定期報告書を提出する（報告頻度は、影響の大きさに見合ったもの、または法律の定めに従うものとするが、少なくとも年 1 回以上とする）。
 - (c) 必要に応じて、顧客は、廃棄計画が作成された場合、合意した廃棄計画に従って、施設を廃棄する。

プロジェクト紐付きリファイナンスおよびプロジェクト紐付き買収ファイナンスの場合

- ✓ 当社は、全ての既存の環境社会関連の責務が、新しい融資契約書にも継続的に反映されるよう合理的な措置を講じる。

原則 9：独立した環境・社会コンサルタントによるモニタリングと報告の検証

- ✓ プロジェクトファイナンスおよび PRCL の場合、全てのカテゴリーA のプロジェクトおよびカテゴリーB プロジェクトのうち、環境・社会影響レビューの結果、必要と判断されるプロジェクトについて、融資期間にわたり、モニタリングと報告が継続的に確実に実行されるよう、当社は顧客に対し、顧客から当社に提供されるモニタリング情報を検証するために、①独立した環境・社会コンサルタントの任命、あるいは、②

資格を有する経験豊富な外部専門家を雇うこと、を求める。

- ✓ 国、地方もしくは地域政府、政府省庁や政府機関へのプロジェクト紐付きコーポレートロ
ーンのモニタリングといった特別なケースにおいては、当社は独立した環境社会コンサル
タントによるモニタリングを要求するか、内部的モニタリングに依拠するかを決定する。
この決定に際し、国際開発金融機関やOECDのECA（輸出信用機関）のモニタリングの
内容を考慮に入れることも可能とする。

原則 10：情報開示と透明性 顧客に対して求める情報開示要件

- ✓ 原則 5 に定める情報開示要件に加えて、全てのカテゴリーA のプロジェクトおよびカ
テゴリーB プロジェクトのうち、環境・社会影響レビューの結果、必要と判断される
プロジェクトについて、当社は以下を顧客に対して情報開示するよう求める。
 - 環境・社会影響評価書（少なくとも要約版）をオンライン上で開示し、その中に、
適切な場合は人権と気候変動に係るリスクと影響の要約を含める。プロジェクト操
業期間中の温室効果ガス（GHG）排出量が CO₂ 換算で年間 10 万トン超の場合、
その GHG 排出量および適切な場合には、GHG 排出効率値を公表する。
 - 当社は、顧客に対し、それらのデータにアクセスすることで将来の決定や調査の
応用への再利用が可能になるような様式や状態で、機密情報に該当しないプロジ
ェクト固有の生物多様性データを、地球規模生物多様性情報機構（GBIF）や、国
内および国際的なデータリポジトリと共有することを促す。
- ✓ 当社の情報開示要件：当社は守秘義務を適切に考慮した上で、年に 1 回、赤道原則適
用実績について公表する。